

第8章 地域別構想

8-1 地域区分の設定方針

全体構想を踏まえ、各地域の将来像を描く地域別構想を検討するにあたり、地域特性を踏まえながら、地域区分を設定することが必要です。

地域区分については、魚津市の住民意向調査で示した地区分類を基本としながら、生活圏や都市構造等による各地区の関連性から、地区の類型化（グルーピング）を行い、区分を設定します。

区分の設定案を以下の通り示します。

地域区分の基本条件

- 魚津市の中学校区（西部中学校区、東部中学校区）と住民意向調査で示した地区分類を基本条件とする（ただし、山間部の松倉・片貝地区及び西布施地区は、土地利用が似ていることから、同一地域とする）。

中学校区	地区名	地区界図
西部 中学校区	大町	
	村木	
	下中島	
	上中島	
	松倉	
	上野方	
	本江	
東部 中学校区	片貝	
	加積	
	道下	
	経田	
	天神	
	西布施	

8-2 地域区分の設定

地域区分は、地域特性及び各地域と市街地とのつながりを考慮し、以下のとおりとします。

①大町・村木地域

・魚津港や各商店街が位置する大町・村木地区で構成される地域

②下中島・上中島地域

・早月川右岸、滑川市との行政界に位置し、下中島・上中島地区で構成される地域

③上野方・本江地域

・魚津インターチェンジが位置する上野方・本江地区で構成される地域

④道下・経田地域

・黒部市との行政界に位置し、道下・経田地区で構成される地域

⑤加積・天神地域

・黒部市との行政界に位置し、加積・天神地区で構成される地域

⑥松倉・片貝・西布施地域

・滑川市・上市町・黒部市との行政界に位置し、松倉・片貝・西布施地区で構成される地域

